

第 4 4 号 議案

足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 6 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年足立区条例第 6 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 3 項各号列記以外の部分中「東京都知事が行う研修」を「都道府県知事又は地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 9 第 1 項の指定都市の長が行う研修」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定は、平成 3 1 年 4 月 1 日から適用する。

（提案理由）

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。